

児童が屋外スピーカーの支柱を揺らしていたところ、腐食していた支柱が根元から折れ、児童が負傷する事故が発生しました。ついては、学校施設において、安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。学校施設の維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事 務 連 絡

令和7年10月20日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課
附属学校を置く各国立大学法人学校安全主管課
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

学校施設の敷地内に設置された金属製支柱等の維持管理について

学校施設における適切な維持管理については、「既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（令和元年5月21日付け5文科施第33号）等において、繰り返しお願いしてきたところです。

今般10月に愛知県内の小学校において、児童が屋外スピーカーの金属製支柱を揺らしていたところ、腐食していた金属製支柱が根元から折れ、児童が負傷する事故が発生しました（別添1）。

ついては、屋外に設置された金属製支柱等は、腐食等により劣化が進行している可能性があることに加え、児童生徒等が寄り掛かった際に転倒する危険性もあることから、学校施設の日常的な点検等で、金属製支柱等の腐食や傾き等の異常を発見した場合には専門家と相談する等、学校施設の適切な維持管理の徹底を図るようお願いします。その際、文部科学省で作成した「学校における安全点検要領（令和6年3月）」（別添2）等を参考資料としてご活用ください。

なお、消費者安全法（平成21年法律第50号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添3）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては附属の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

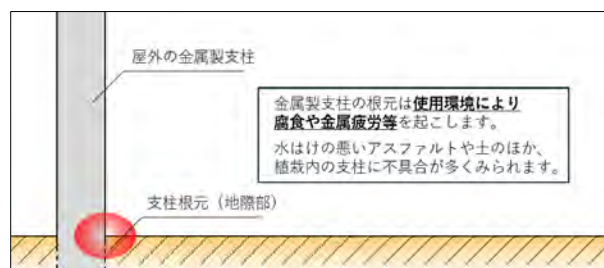
（別添1）愛知県内の学校施設における事故概要

（別添2）学校施設の安全点検要領（概要・抜粋）

（別添3）消費者事故等の通知について

（参考1）

金属製支柱の根元部分等は、腐食等により、劣化が進行している可能性があるため、詳細な点検が必要。



（参考2）

「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）

…学校施設の設計・計画にあたり留意が必要な点について、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的な考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項等を記載。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/daijinkanbou/jikoboushihoukoku-zentai.pdf>

（参考3）

「学校における安全点検要領」（令和6年3月）（令和7年3月更新）

…安全点検を行う際の視点や点検の方法、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介。

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

【本件照会先】

（学校施設の維持管理について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（学校の安全教育及び安全管理について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線2966） E-mail：anzen@mext.go.jp

愛知県内の学校施設における事故の概要

1. 事故発生の経緯

令和7年10月上旬、愛知県内の公立小学校において、児童2名が校庭にある屋外スピーカーの金属製支柱（長さ約4m、直径約8cm）を揺らしたところ、支柱が折れ児童1名が負傷する事故が発生した。



倒れたスピーカーの支柱



腐食により破損した箇所（支柱の根本）

2. 推測される事故原因（教育委員会の見解）

事故発生後に自治体の担当職員が現場の状況を確認したところ、支柱の根元部分に腐食がみられ、折れの原因になったと推測される。

3. 教育委員会の対応

事故発生の翌日、自治体内の公立小学校、中学校、特別支援学校に対して、屋外スピーカーの支柱及び類似の構造物の緊急点検と異常箇所の報告を依頼した。

異常箇所の報告があったものは、教育委員会による詳細調査を実施し、対応を行う予定。

学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、学校における事故を防止するため、学校及びび学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより事故発生のリスクを把握し、定期的安全点検だけでなく、日常的安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの安全点検を行う際の視点や点検の方法、さらに、専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用、教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、「いつでも」、「どこでも」、「短時間」で、安全点検の方法を「見て」、「学び」、「実践」できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。

主に、以下の内容で構成されています。

✓安全点検実施の考え方
・点検体制・設置者との連携、専門家活用など
✓安全点検の種類と対象
・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
✓事故等情報の共有
・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
✓安全点検表等の活用
・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
✓安全点検の方法の解説
・場所、箇所ごとに具体的な点検方法を映像等で紹介
✓安全点検取組事例
・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

右のアドレス、QRコードから活用できます

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

anzenken/index.html



※トップページから見たい項目をクリックすると
関連の画面が表示されます。

【ウェブトップページ・イメージ画面】

学校における安全点検要領

この安全点検要領は、学校の施設、設備等に起因する事故を防止することをめざし、学校現場における事故防止の実効性のある安全点検を実施するための要領となるよう、学校における施設、設備の点検や日常の安全点検に関する標準的な手法や、事例を掲載し、活用しやすいよう、関係機関等と連携して作成しています。



参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。



「安全点検要領」を活用した先生方からの声

【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

○これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点が必要になりやすい。

○安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

【安全点検表】

○点検表では、どのようなところを見ればよいかが具体的に書かれている。

○点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。

○点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。

○集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

【教職員の負担軽減】

○点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。

○すでにデジタル化を進めているが、自動集計は乗って、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

【専門家の活用】

○教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。

○デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

【安全教育】

○事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。

○安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。



安全点検要領は、このような活用ができません

不眠

安全点検の実施方法が簡単で確認できま



点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり）
※金属疲労等の専門性が必要なのは専門家に依頼

※金銭的労働等専門家は専門家に依頼

【参考】安全点検の実施の流れ（例）



点検後の対応・対策

※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

4 改善措置と計画的な環境整備



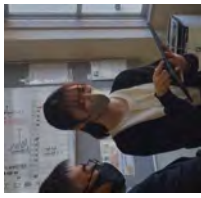
校舎内外の主な点検箇所
の点検方法を解説。
点検映像は1～2分。



「安全点検要領」活用の一例を紹介します。各学校における事故防止に、有効に活用してください。

行

事故防止の重要な視点を学べます。点検項目の見直しにも参考になります。



事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方

安全点検の「頻度」と「方法」
※耐震性に関するものは年1回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討



危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方
※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

※ヒヤリハット事例等を共有



実践する

点検要領を参考に、安全点検を実施。デジタル化による実
施は点検が効率的。



学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集
※デジタル化すれば、集計作業も効率的
※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の
事故防止の観点を重視

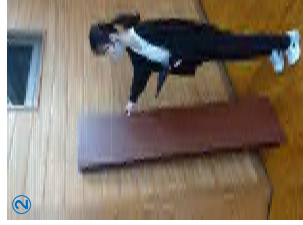
[illegible]

安全点検要領を活用した安全点検の実施
※事故防止の視点を確認しながら、負担少なく、効率的に実施

(活用例) ※タブレットを活用した場合

- ① 点検方法をその場で確認（視聴）
- ② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検
- ③ 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

共有ネットワーク内で、共同編集可能な設定



児童生徒等の安全教育としても活用
※事故防止には、安全教育と一体的
※ヒヤリハット事例の報告様式サン

2 ヒヤリハット事例の活用



ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

[illegible]

バックネット・防球ネット・掲揚塔

【点検時期】
日常・定期

- ☑バックネットや防球ネットに金網の破れ、その支柱や掲揚塔に傾きなどが見当たらないか。
- ☑移動式の防球ネットは、固定され、移動時に危険はないか。（※移動させる使用する時は、必ずその都度確認）

【事故の発生リスク】

- ・金網の一部が破れていると活動中や遊んでいるときに、突起した部分に引っ掛かり、負傷する可能性がある。
- ・バックネットや防球ネットの支柱、掲揚塔に腐食などがあると、児童生徒等が寄りかかったりした際に転倒する危険がある。
- ・移動式の防球ネットは、強風にあおられたり、固定が不十分だと倒れる危険がある。

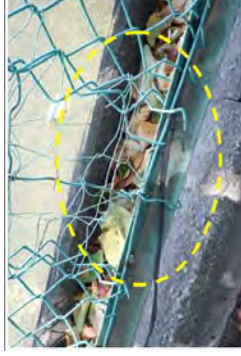
■点検の視点

- 児童生徒等がよく触れる金網は、ネット類を固定している金具へ引っ掛かる危険を含め**細部まで点検**する必要があります。
- 防球ネット等の支柱の腐食具合は判断が難しいため、**専門家の点検が必要**であるが、教職員は傾きはないか、以前より明らかに腐食が進んでいないかの視点で点検します。
- 移動式の**防球ネットの移動や設置時には、その都度、注意を払って安全点検**を行う必要があります。

バックネット・防球ネット・
掲揚塔の点検方法【動画】



支柱や掲揚塔は目視+触診(力を加えてみる)



破れた金網



防球ネット

【参考】防球ネットの事故防止に関する通知を参照

- ・野球等の移動式バットフェンシングの転倒等による事故防止について
- ・学校環境における工作物及び機器等の安全点検について

■対応

- ・金網やネット類を固定している金具の埋め込み等の補修及び、支柱や掲揚塔なども含め、危険箇所として立入禁止などの応急措置をし、学校設置者に連絡しましょう。

■主な点検の方法

【定期の安全点検】

- ・目視によりネット類の破損等を点検する。
- ・防球ネット等の支柱や掲揚塔は、目視や、触診等により力を加えるなどで点検する。

【日常の安全点検】

- ・防球ネットを移動・設置する際に目視等により危険がないかを確認する。

※移動させる際には、教師が監督のもと、事前の留意事項を十分に確認した上で実施し事故防止に努めることが必要です。

※児童生徒等のネット類や支柱等に寄りかかるなどの行動が見られる際には、倒壊の危険があることを指導することが大切です。

消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和7年8月8日付事務連絡)のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいておりますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

○「消費者事故等の通知について(依頼)」(令和7年8月8日付事務連絡)

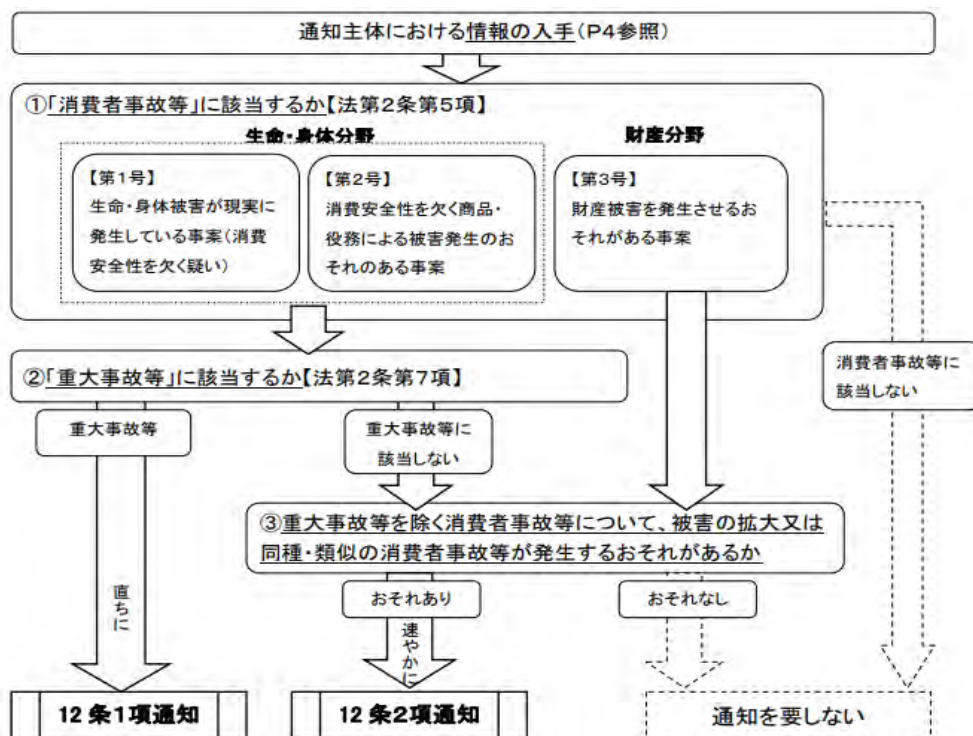
「消費者事故等の通知の運用マニュアル(消費者庁)」(以下「マニュアル」という。)の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

○消費者事故等の通知の運用マニュアル

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ



⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

- ①消費者事故等（法第2条第5項各号）に該当するか、
- ②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第2条第7項各号）、
- ③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件1:事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件2:政令(※)で定める程度の被害が発生したもの

要件3:その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号。以下「政令」という。)第1条

①死亡事故

②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。)

③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実が発生している事故(法第2条第5項第1号)のうち、その被害が重大であるものとして政令(※)で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故

②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの

③負傷・疾病であって、これらが治った(症状固定を含む。)ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの

④中毒(一酸化炭素中毒)

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様(例)〕

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- ・ 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL : 03-6734-2565 (直通)

E-mail : kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL : 03-6734-2674 (直通)

E-mail : skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL : 03-6734-3953 (直通)

E-mail : tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL : 03-6734-2904 (直通)

E-mail : sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

TEL : 03-6734-2292 (直通)

E-mail : shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL : 03-6734-2966 (直通)

E-mail : anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL : 03-6734-2939 (直通)

E-mail : syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設（博物館を除く。）における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL : 03-6734-2974 (直通)

E-mail : chisui@mext.go.jp

(博物館における事故等について)

文化庁企画調整課博物館振興室

TEL : 03-6734-4897 (直通)

E-mail : museum@mext.go.jp

(運動・スポーツ中の事故（学校体育・保健体育授業中、運動部活中の事故を除く。）について)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL : 03-6734-2684 (直通)

E-mail : kensport@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室（施設係）

TEL : 03-6734-2650 (直通)

E-mail : shisetsu@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

E-mail : ml-hourei@mext.go.jp